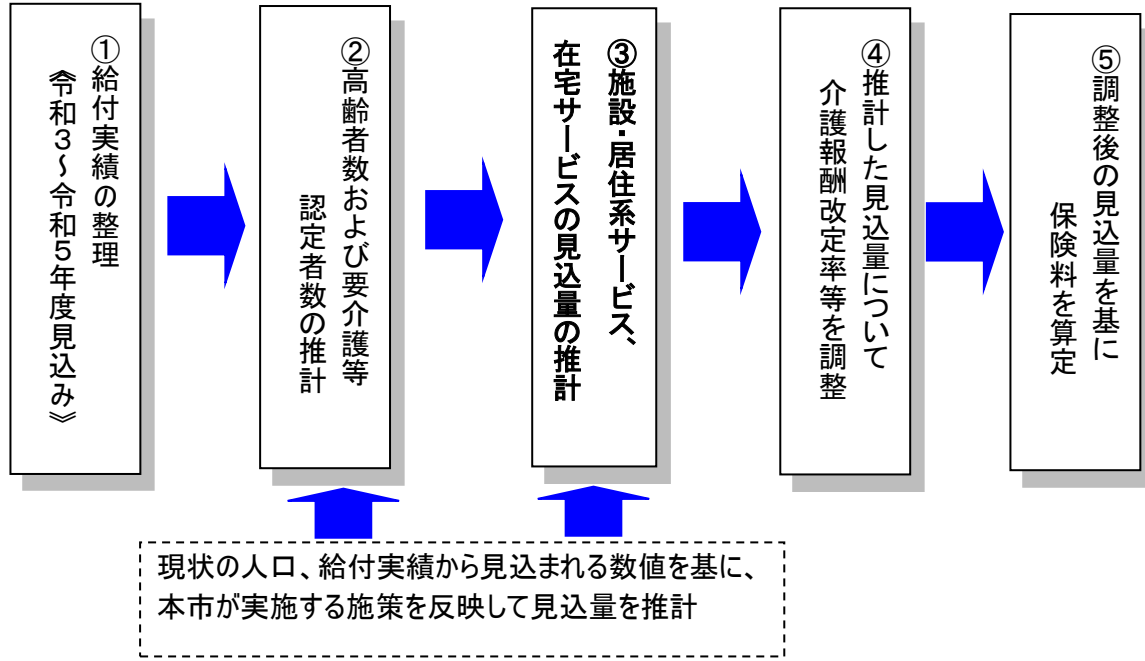


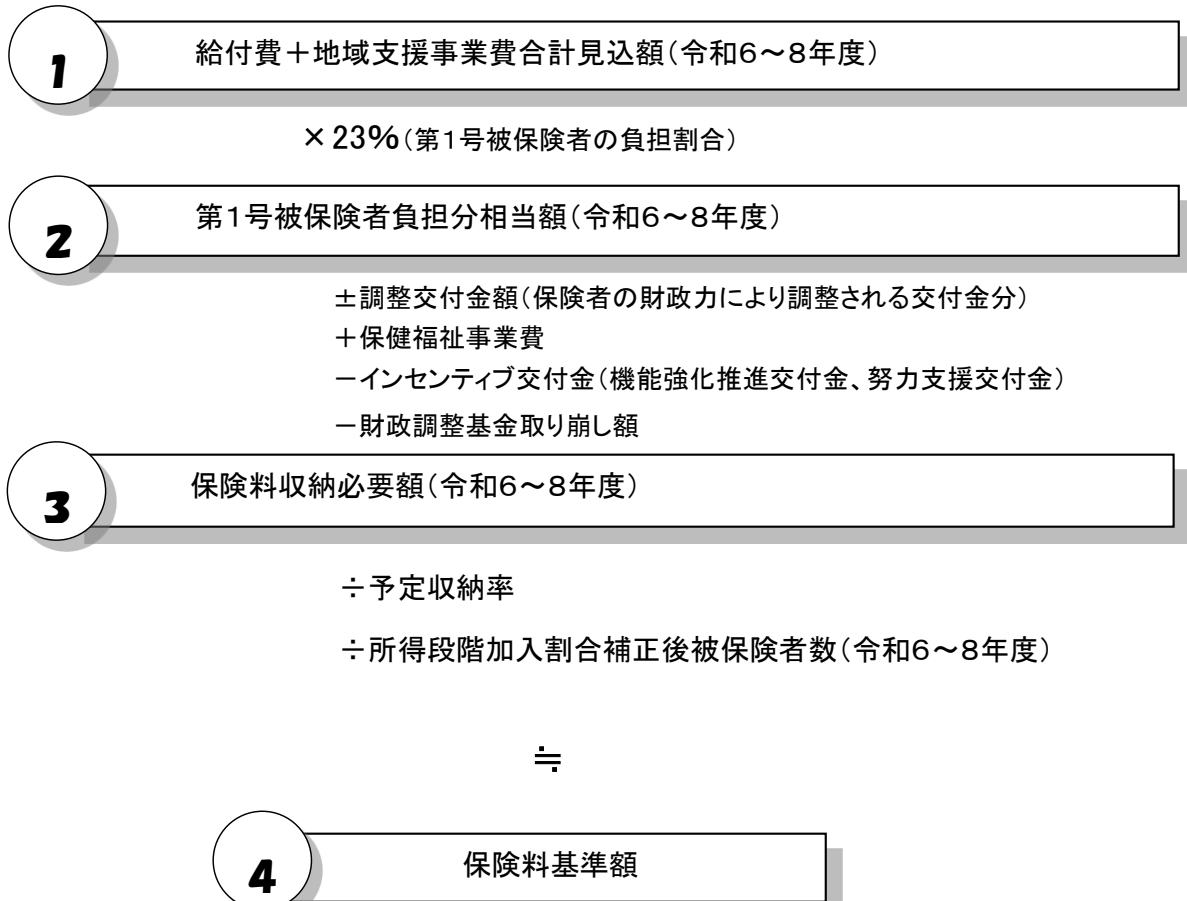
## 1 介護保険料算出のプロセス

### (1) 給付費の推計

現在は、以下の流れで、第8期の給付実績の整理の基、高齢者数ならびに要介護等認定者数およびサービス給付の傾向を分析する中、第9期期間中のサービス給付の見込量を推計しているところです。あわせて保険料基準額の算定を行います。



### (2) 保険料基準額の算出



## 2 第9期保険料の算定について

### (1) 第8期の状況

保険料は、「基準額×所得段階別の料率」により算定しますが、所得段階や基準所得金額、料率は、市により弾力化して設定することができます。

第8期では、所得段階について、応能負担の考え方にに基づき、国標準の9段階よりもきめ細かい11段階とし、低所得者の負担を軽減してきたところです。

この設定による第8期期間中の保険料および介護給付費、地域支援事業費の実績については以下のとおりです。保険料の歳入はほぼ計画値どおりとなっており、給付費等の歳出が計画値を下回った分黒字となっています。

#### ●第8期（R3～5）見込

(千円)

歳入	計画値	実績・見込	差額	対計画値
保険料	4,354,239	4,325,735	28,504	99.3%

(千円)

歳出	計画値	実績・見込	差額	対計画値
介護給付費	16,200,252	15,489,884	710,368	95.6%
地域支援事業費	1,116,259	866,824	249,435	77.7%
計	17,316,511	16,356,708	959,803	94.5%

### (2) 第9期の検討

#### ア 国の動き

現在、国においては、地域包括ケアシステムの進化と介護現場の生産性向上等を目指した介護報酬改定を検討しているほか、団塊の世代が75歳以上となる2025年、その後、高齢者人口がピークを迎える2040年頃にかけての介護給付費の増加を見据え、第1号被保険者間での所得再分配機能を強化し、低所得者の保険料上昇を抑制する必要があるとして、現行の9段階よりも多段階化（見直し例では13段階を想定）することを検討しています。

#### イ 本市の動き

これらの国の動きを注視し、以下の内容について検討してまいります。

##### ●所得段階

国標準以上の多段階化

##### ●基準所得金額（所得階層）・料率

低所得者へ配慮した金額・料率の設定

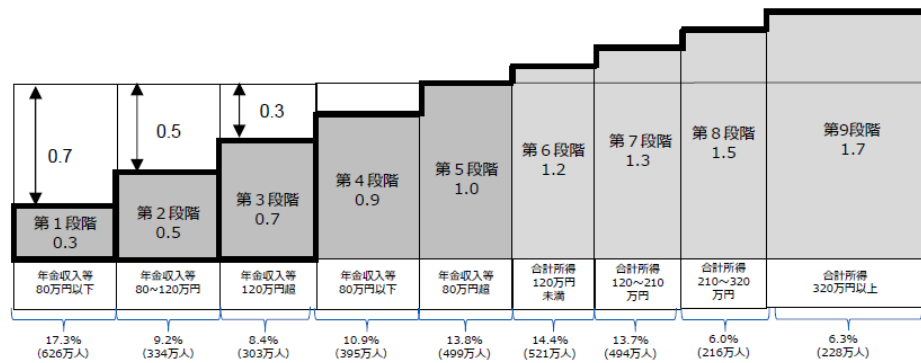
##### ●基準額

1の介護保険料算出プロセスに沿って推計した給付費等を基に、基金の活用を検討するなか、上げ幅を抑えた額とし、急激な負担増にならないよう算定

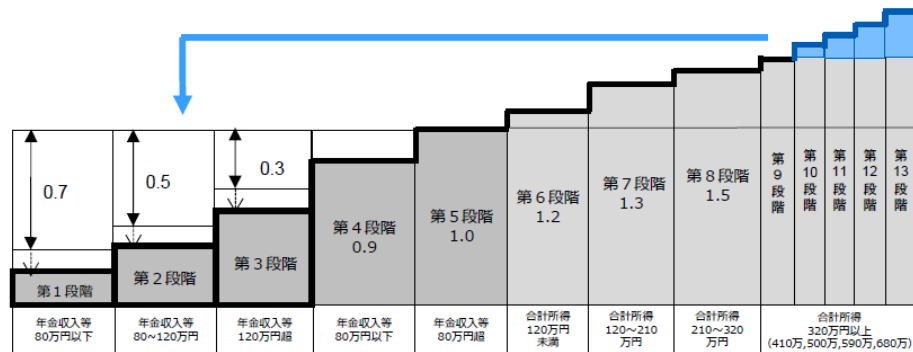
○保険料について

【参考1】令和5年11月6日付『社会保障審議会介護保険部会（第108回）』資料より抜粋

<現行制度>



<見直し例>



【参考2】第8期介護給付費準備基金の執行状況（令和5年12月議会補正時点）

年度	項目	積立金額	取崩額	基金累計
R3年度	利子分積立5/31	11,081		666,268,578
	前年度剰余金積立	88,906,919		755,175,497
<b>R3年度末計</b>		<b>88,918,000</b>		<b>755,175,497</b>
R4年度	利子分積立5/31	670,649		755,846,146
	前年度剰余金積立	34,600,351		790,446,497
<b>R4年度末計</b>		<b>35,271,000</b>		<b>790,446,497</b>
R5年度	利子分積立	686,473		791,132,970
	前年度剰余金積立	40,743,000	取崩し見込	756,573,970
<b>R5年度末計</b>		<b>41,429,473</b>		<b>756,573,970</b>

【参考3】守山市保険料段階および基準額の推移

計画期間	段階区分	基準月額	対前期
第1期 (H12~H14)	5	2,715円	—
第2期 (H15~H17)	5	3,215円	+500円 (+18.4%)
第3期 (H18~H20)	6	4,200円	+985円 (+30.6%)
第4期 (H21~H23)	8	4,400円	+200円 (+4.8%)
第5期 (H24~H26)	9	4,750円	+350円 (+8.0%)
第6期 (H27~H29)	11	5,500円	+750円 (+15.8%)
第7期 (H30~R2)	11	5,900円	+400円 (+7.3%)
第8期 (R3~R5)	11	5,900円	+0円 (+0%)

○介護報酬改定について

【参考4】令和5年12月11日付『社会保障審議会介護給付費分科会（第235回）』資料より抜粋

令和6年度介護報酬改定に関する審議報告（案）の概要		社保審—介護給付費分科会 (第235回) 令和5年12月11日	資料1
<p>■ 人口構造や社会経済状況の変化を踏まえ、「地域包括ケアシステムの深化・推進」「自立支援・重度化防止に向けた対応」「良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり」「制度の安定性・持続可能性の確保」を基本的な視点として、介護報酬改定を実施。</p>			
<b>1. 地域包括ケアシステムの深化・推進</b>			
<p>■ 認知症の方や単身高齢者、医療ニーズが高い中重度の高齢者を含め、質の高いケアマネジメントや必要なサービスが切れ目なく提供されるよう、地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取組を推進</p>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>医療と介護の連携の推進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>在宅における医療ニーズへの対応強化</li> <li>高齢者施設等における医療ニーズへの対応強化</li> <li>高齢者施設等と医療機関の連携強化</li> </ul> </li> <li>質の高い公正中立なケアマネジメント</li> <li>感染症や災害への対応力向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>看取りへの対応強化</li> <li>認知症の対応力向上</li> <li>高齢者虐待防止、安全性の確保等の取組の推進</li> <li>地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取組</li> <li>福祉用具貸与・特定福祉用具販売の見直し</li> </ul>		
<b>2. 自立支援・重度化防止に向けた対応</b>		<b>3. 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり</b>	
<p>■ 高齢者の自立支援・重度化防止という制度の趣旨に沿い、多職種連携やデータの活用等を推進</p>		<p>■ 介護人材不足の中で、更なる介護サービスの質の向上を図るため、処遇改善や生産性向上による職場環境の改善に向けた先進的な取組を推進</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の一体的取組</li> <li>自立支援・重度化防止に係る取組の推進</li> <li>LIFEを活用した質の高い介護</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護職員の処遇改善</li> <li>生産性の向上等を通じた働きやすい職場環境づくり</li> <li>効率的なサービス提供の推進</li> </ul>		
<b>4. 制度の安定性・持続可能性の確保</b>		<b>5. その他</b>	
<p>■ 介護保険制度の安定性・持続可能性を高め、全ての世代にとって安心できる制度を構築</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>「書面揭示」規制の見直し</li> <li>特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の明確化</li> <li>居宅療養管理指導における高齢者虐待防止措置及び業務継続計画の策定等に係る経過措置期間の延長</li> <li>基準費用額（居住費）の見直し</li> <li>地域区分</li> <li>通所系サービスにおける送迎に係る取扱いの明確化</li> <li>看護小規模多機能型居宅介護におけるサービス内容の明確化<sup>1</sup></li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>評価の適正化・重点化</li> <li>報酬の整理・簡素化</li> </ul>			

【参考5】令和5年10月11日付『社会保障審議会介護給付費分科会（第227回）』資料より抜粋

## 介護報酬改定のスケジュール

介護報酬改定においては、年末～年明けに改定内容が概ね決まり、報酬告示の公布は通常3月であるため、介護事業所は4月まで短期間でサービス内容や事務の変更に対応する必要があり、ベンダも短期間でのシステム改修を行う必要がある。

（令和3年度改定時のスケジュール）



### 3 今後の流れ

- 12～1月
  - ・国による国標準所得段階、報酬改定率についての公表
  - ・サービス見込量推計を確定し、本市の所得段階、基準所得金額、保険料基準額を算定
- 2月中旬
  - ・第5回介護保険運営協議会
- 3月
  - ・守山市介護保険条例（第11条 保険料率）の一部改正について、3月定例会議に条例案上程
- 4月～
  - ・第9期介護保険料賦課開始